

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

		所管課室名	衛生薬務課	整理番号	4-7-2
処分の種類	営業許可取消、営業禁止、停止				
根拠法令等・条項	食品衛生法第60条				
処分の概要	食品衛生法の規定に違反した場合は、営業許可等の取り消し、又は営業の禁止若しくは停止することができる。				
処分基準	食品衛生法 [許可の取消し等] 第60条 都道府県知事は、営業者が第6条、第8条第1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53条第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第55条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合又は同条第3項の規定による条件に違反した場合においては、同条第1項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。				
基準の制定根拠	食品衛生法第60条第1項、山梨県食品衛生関係行政処分施行要領				